

文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和元年8月30日（金曜日）13時00分～14時18分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

オブザーバー 阿部議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、これから委員会のほうを始めたいと思います。今日の議題は、休会中の審査の中には入っていないのですが、緊急を要するという事で新武道館についてということがテーマになっております。大きく分けて新武道館の工期延長について、2つ目が新武道館の開設について、3つ目が新武道館の管理運営についてと分かれております。皆さんもご存じのとおり、工事がとまっている状態で、社会教育のほうでも一応協議がある程度済んで、この後のスケジュールがある程度出たということで今日の委員会を開催する運びとなりました。詳しい説明があると思いますが、町民の方も含め知りたいこと、日ごろ思っていることがあると思いますので、質疑の中でよろしくお願ひします。質疑に関しては、ご存じだとは思いますが、挙手の上、私のほうで名前を呼びますので、なるべく簡潔にわかりやすい質疑、応答も含めてですが、協力のほうをよろしくお願ひします。

それでは、課長のほうからよろしくお願ひします。

1 新武道館について

担当課説明

説明員 社会教育課 井上課長、近藤主査

建設課 石川主任技師

(1) 新武道館の工期延長について

井上課長 13:01～13:16

今日は、皆さんお忙しい中、委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。また、今小寺委員長のほうからもございましたとおり、新武道館について、こ

れまで経過説明を含めまして説明がおくれましたこと、改めてここでおわびを申し上げたいと思います。今日は、新武道館の工期延長についてと、それと新武道館の開設、管理運営について、この後私のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、皆様にお配りしました新武道館について、1ページ目から説明いたします。まず、Iの新武道館の工期延長についてということであります。今回、武道館の工事名につきましては羽幌町武道館建設、これは大きく3つに分かれていまして、建築主体、電気設備、機械設備と施工監理でございます。

2つ目の受注業者でございます。建築主体につきましては、JVを組みまして、代表者が株式会社行町工業所さん、電気設備につきましては藤森電設株式会社さん、3つ目の機械設備につきましては北日本設備株式会社さん、4番目、施工監理につきましては日本都市設計株式会社さんということになっております。

次に、3の工期であります。工期につきましては、昨年議決いただきましたとおり平成30年の10月24日から令和元年、本年の10月31日までで工期の契約をいたしております。ご承知のとおり、今回工期の延長ということで、この延長に係る経過を大きく2つに分けてご説明いたします。

まず、4のその1です。まず、原因ということで発注者、建築主体、JVでございますが、発注者におきまして発注済みの外壁材、押し出し成形セメント板のアスロックというものを使うのですけれども、このメーカーでございます株式会社ノザワ、本社は神戸市にございますが、この生産、埼玉工場におきまして令和元年5月10日午後8時50分ごろに火災が発生しました。これにつきましては、5月の11日午前3時45分に鎮火を確認しております。火災の原因なのですけれども、この外壁、アスロックの生産ラインであります1号機ラインナンバー4オートクレーブ出口側のふた開閉用油圧装置から油漏れをしまして、オートクレーブ養生装置に巻いた保温材にしみ込み、養生装置に触れた油が保温材内で発火点を超え、発火したことが原因と考えられるとのことでした。これにつきましては、6月7日付、株式会社ノザワの正式発表がございました。

次のページ、2ページでございます。次に、株式会社ノザワの対応です。5月11日以降、株式会社ノザワではホームページを通じまして、火災発生や製品納期等についての記載はあったものの、その内容は納期が遅延する旨などが主なものでありました。

次に、武道館建て替えにおける定例会議での報告、5月21日の武道館建て替えにおける定例会議、これは建設工事請負業者と町建設課、社会教育課関係者で構成しておりますが、この会議におきまして3月に発注済みの外壁材アスロックの製造会社である株式会社ノザワの生産工場が火災に見舞われ、納期が間に合わないかもしれないという説明がありましたが、その時点では状況がわからないということで、改めてJVより報告をもらうこととしておりました。

次に、アスロック販売代理店の対応、5月27日時点における株式会社ノザワからの正式発表はありませんが、アスロックの販売代理店、有限会社大沼ベニヤ商会羽幌建材センターより株式会社ノザワに対し問い合わせを行い、回答が得られたことから、この販売代理店からJVに対し、その内容が5月28日に書面にて報告されております。内容は、次の1から3のとおりでございます。なお、翌日の5月29日には株式会社ノザワ札幌支店よりJVに対し、同様の報告がございました。報告内容なのですが、①、埼玉工場の復旧が未確定であるため、現段階ではアスロックの納入予定が10月10日ごろとなる見込み。当初は、7月の1日の納入予定でありました。②、8月中に埼玉工場の1号機ラインが復旧再稼働すれば、1カ月から1カ月半程度の納期は短縮できる可能性はあるが、現時点では明確な回答をすることができない。③、状況がわかり次第、改めて報告させていただくというものでございました。これを受けて、6月7日の日に販売代理店の有限会社大沼ベニヤ商会及び株式会社ノザワ札幌支店職員が羽幌のほうに参りまして、現場事務所でJVに対しまして謝罪とともに状況を説明しましたが、5月28日付の書面の状況と変わっていないとの報告がなされております。

これを受けてJVでの検討ということであります。上記を受けまして、JVでは契約工期内の竣工及び工期延長期間短縮のため外壁材の仕様変更を検討したところ、アスロックにかわる外壁部材の納期やこれに伴い外壁割りつけが変わるサッシの設計変更による納期、また図面の変更及び手続等を含めると発注後納品までに約6カ月から7カ月のおくれが生じる見込みとなりました。なお、この発注前には計画変更申請に1カ月程度必要となることも想定されておりました。このほかにもアスロックでは、鉄骨外壁下地が不要であります。その他の部材を使用するためには下地が必要となりまして、その分鉄骨工事で費用も増額となり、工期の延長はあるものの、アスロックの納入を待つて施工したい方針を固めております。

次のページ、3ページになります。これを受けて、JVから町のほうへ協議を申し入れられております。JVから町に対し、外壁材の納期遅延に伴う協議の申し入れがあり、6月11日に下記のとおり協議を行っております。なお、電気設備、機械設備、施工監理受注者も同席しております。町側は、記載してある職員が出席しております。この中でJV側の意向であります。現時点では、アスロックの納期の延長はあるものの、当初どおりの外壁材での施工としたい。この理由としては、先ほど私が述べました前述、JVでの検討のとおりでございます。この協議の中で主なものを抜粋しております。①、アスロックの納品が10月10日となれば、令和2年2月末の竣工を想定。ただし、納品が10月20日や25日へ延びる場合は2月末というのも延びる可能性がある。なお、8月の中ごろに機械が完全復旧したというまでは、アスロックの確定納期は受注者に入っていないと思われる。②、10月10日の納品前提で2月末の竣工としているが、納品が20日おくれた場合は時期的に塗装の乾燥などで余計に日数がかかり、状況によってさらにおくれが

生じる。③、外壁材をアスロックからほかに変えた場合、7カ月程度のおくれが生じ、年度内に完成ができなくなる。④、アスロックの納品が8月末くらいに確定するか、10月10日に納められるかは8月でなければわからない。⑤、外壁材を変更するのであれば、納期及び金額の面でもメリットはないと思われる。以上の協議を受けまして、町としては理事者の判断をもらいまして、時間をかけないで回答することとしておりました。

これを受けて、町の対応でございます。ただいまのJV側の申し出を受けまして、6月13日に町長、副町長、教育長、建設課課長、主任技師、技師、そして私ども社会教育課によりまして協議を行い、以下の対応としました。

町の考え方です。現時点においてアスロックの納期が確定されていないものの、他外壁材へ変更することによる竣工の遅延などリスクの高さから、当初どおりの外壁部材により工事を進めていくことが最善と判断し、この旨を受注者に通知する。なお、これに伴い、令和元年10月末の完成予定が令和2年2月末となることから、新武道館のオープンについては令和2年3月あるいは新年度の4月となる可能性が出てきた。しかし、アスロックの納期が8月にならなければ判明しないことから、関係者等への工期延長の説明等については混乱を生じさせないためにもアスロックの納期がある程度確定するのを待って行うことと判断しておりました。ということで、当初の延長に係る経過1でございます。

その後、5ということで、今度は工期延長に係る経過、直近でございます。その2ということで、現在までのところをご説明します。まず、武道館建て替えにおける定例会議での報告、令和元年8月2日の武道館建て替えにおける定例会議、先ほど説明したとおりでございます。これにおきまして、外壁材アスロックの納期について次のような報告がありました。製品は9月10日、14日、18日の3回に分けて納入されることから、本体への施工は9月10日からおおよそ1カ月、10月10日ごろとなっております。これを目標に進めるが、工事の完成については変更なしの2月末日であるとの内容でありました。

その後、JVから町への協議ということで、町に対しましてこのアスロックの納期確定に伴う全体工期の報告について申し入れがございまして、先般、8月9日に下記のとおり協議を行っております。なお、この際も電気設備、機械設備、施工監理受注者も同席しております。町側は、前回の協議と同じ職員が出席しております。

この中で、JVの報告内容及び協議内容です。令和元年6月11日に町と協議を行った工期延長については、外壁材アスロックの納期が10月10日ごろと想定した中で工事の完成を令和2年2月末としていたが、8月2日付で販売代理店の有限会社大沼ベニヤ商会より次の内容が報告された。1つ目です。羽幌町武道館分のアスロックの納期が決定し、9月10日から3回に分けて入荷となる予定。②、納入に先立ち、8月7日から下地アングルの取り付けを行う。③、盆期間明けの8月19日より再開し、9月10日からアスロック本体の施工を始め、おおよそ1カ月後の10月10日ごろを目標に進めるというものでご

ございました。これを受けまして、JV側では全体工期の再調整を行いまして、電気設備及び機械設備側とも協議を行った結果、アスロックの納期につきましては1カ月短縮されたものの、工期延長については当初どおり4カ月、令和2年2月28日完成としたい報告がありました。理由としては、①、アスロック取り付け業者の職人不足となり、施工期間に1カ月かかること。②、内部塗装及び接着剤が冬季5度C以下での施工となり、乾きが遅くなるため、施工日数が長くなること。③、武道場の鋼製床フローリングの床塗り施工も冬季5度C以下での施工となり、湯きが遅くなるため、重ね塗りに施工日数が長くなることであります。これらの理由、以上の内容によりまして、令和元年10月31日完成だったものが令和2年2月28日の完成として、改めてJV側から4カ月の工事延長希望の報告がされております。

今回の協議におきまして、ただいま申し上げました理由の②及び③につきましては6月11日における町との協議においても当然想定されていたことであり、①のアスロックの取り付け業者の職人不足という要因はあるものの、確定したアスロックの納入が1カ月早まったにもかかわらず、先般同様の2月28日完成としたことについての説明を町で求めましたが、JV側は確定納期を受けて改めて精査した結果であるとの回答でございました。つきましては、町側より工期延長希望期日であります令和2年2月28日の完成について、仮にこの後さらなる遅延などによりまして年度内の完成が不可能な場合における補助金等の問題もありますことから、これらも含めて改めて説明を行いまして、完成工期の再確認を行っております。そうしたところ、JV側からは間違いなく2月28日完成の確認が得られております。なお、完成工期は2月28日ではありますが、その後町におきまして完了検査を行いまして、万が一ふぐあいや手直しがある場合は当然修正の上、引き渡しとなる工程となっております。

次に、これを受けて町の対応でございます。JV側の申し出を受けまして、8月13日に理事者等に協議の内容を含む工期の延長希望についての報告を行っております。その後、8月21日、町長、副町長、教育長、財務課長、建設課長、主任技師、それと社会教育課によります協議を行いまして、以下の対応としました。

町の考え方です。工期延長については、アスロックの納入が工場火災による遅延原因ではあるものの、10月末の完成、そして年内における新武道館の開設が遅延するなど、その影響は大きいものである。しかし、無理に工期を短縮させた場合における安全性や建物のふぐあい等を鑑みると、JV側の希望どおり工期の延長についてはやむを得ないと判断しました。

最後、6の結論であります。武道館建設、建築主体、電気設備、機械設備工事及び施工監理については当初、平成30年10月24日から平成31年、令和元年10月31日までの工期を令和2年2月28日に延長するというものでございます。

以上が今回の新武道館の工期延長に至る経過と結論でございます。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:17～13:27

小寺委員長 それでは、大きな1つ目の新武道館の工期延長について質疑を行いたいと思います。この質疑については、この後2つ目、3つ目が終わった後も戻って質問することはできるのですけれども、まずは今の時点で質疑を行いたいと思います。質問のある方は、挙手にてお願いします。

平山副委員長 今遅延について、延長についての説明を受けました。理解はしました。その中で、最後のほうの町の考え方の中で新武道館の開設がおくれるということによる影響が大きいとありますが、その影響というのはどのようなものなのか。

井上課長 ちょっとこの後の説明にもかかわってくる部分も若干ございますが、まず当然ながら当初10月末の完成ということで、そして11月のしかるべき期間から新たな武道館が完成しますので、それと今現在3団体が、少年団なのですが、柔道、剣道、空手ですか、その3団体の方々が常時使用しております。この方々が当然新たな武道館で、新たないい環境で11月からできるといったものが当然ありましたので、ここの部分の思い、それと当然今からちょっとやっていくのですが、今のこの3団体の利用が当然延びたことによって現在の武道館を継続使用しなければならないということになりますので、それに係る費用も当然かかってくるという部分というのが町に対するもの、それとあと詳しくここにはあらわれていませんが、実は今年予算でご承認いただいているのですが、新武道館のこけら落としといいますか、オープンを記念しまして剣道と柔道の著名な方をお招きして、同時期ではないのですが、一応スポーツ教室といいますか、この完成を祝ってイベントを開く予定でしたのです。それにつきましても、ちょっと内々に進めておりますが、事情をお話ししまして、来年以降にやるということでご承認いただくということで進めておりますが、そういった部分もご迷惑がかかってしまったという部分もありますし、大きな問題はそういったものが考えられます。

平山副委員長 当然費用の面でやはり大きな影響があるのかなと思いますね。そして、

今の古い武道館を使っている、その延びることによるもし費用の額、それともう一つ、費用に関することなのですが、この施工期間が延びることによるまた予算の追加というのですか、その辺のちょっと、ざっとでいいのですけれども、もしわかれば教えていただきたいかな。

井上課長

まず、直接的に係る費用の部分なのですが、後でまたご説明しますが、6ページのほうに実は新武道館の開設についてという2番目のところで若干出しましたが、ちょっとここで話してしまって申しわけないのですが、6ページの真ん中のところに現武道館の補正予算案ということで、この9月議会において補正予算ということで計上させていただく予定でおりますが、合計で102万9,000円ほど、これは遅延によりまして現在の武道館を使用する経費ということで、この部分が計上していく予定であります。

それと、後段の今の建設中の費用の部分なのですが、これにつきましては2回ほどJV側と協議していく中で、直接的といいますか、企業側からは特に要望はないのですが、今私もちょっと前段で工事契約書を見てまいりました。その工事契約書におきますと、当然こういった工期延長については申し入れございますので、当然正当な理由はございますが、今回は理由が理由でございますので、当然工期延長は認めるものというふうに考えております。ただ、そうした場合、費用については町では補填できないというようなニュアンスの契約書だったものですから。ただ、天災ですか。天災等による部分については、当然町の支払いといいますか、そういった費用面の部分は出てくるのですが、現在のところ基本的に発生原因が町に責任といいますか、あるものではないので、基本的にお支払いするものではないような契約書になっているのだというふうには読んでまいりました。

村田委員

今の関連というか、町側の補正を組むのは旧武道館の部分だけですが、この火災によつての遅延というのは町だけでなく、このJVも考え方とすれば被害を受けたほうの側になると思うのですよね、過失もあるわけではなく。JV側としては、遅延することによって、今動き出したかな。あそこに休憩所だとか、鉄板だとか、いろんな部分でやっぱり遅延することによってかかってくる経費というのはやっぱり出てくると、それだ

け利益というのかな。会社としての利益が当然そこに取られるわけで、そこら辺もやっぱりどのぐらいで火災を起こした会社がどうやっていくのかというところもちょっと非常に私としては気になるところで、そういうところの情報というか、もしあれば教えていただきたいと思います。

井上課長 まず、基本的な考えとして、恐らく今村田委員言われたとおり、当然企業側にも相当損害は出ると思います。そうした部分につきましては、まず原則として、当然これはアスロックの発注が終わっておりますので、まず販売代理店を通すと思いますが、メーカー側との補償交渉が出てくると思います。当然企業側でどれぐらいの損害があるのかも含めまして明らかにして、そしてまずは損害賠償の交渉をしていただくというのが第一義的なものでないかなと、このようにまず捉えております。それと、その補償に関しては、先ほども言いましたとおり今ノザワのホームページ等を見ましても具体的にまだはっきりそういったものが全く出ていないのです。被害状況というか、株主向けに向けた何かメッセージというか、そういう形は何かホームページに載っているのですが、顧客といいますか、まさにうちのような契約を結んでいるところに対しての補償云々に関しては一切まだ載ってなくて、情報も企業側にはないみたいです。今のところ、そういう状況です。

村田委員 今のところは、会社側からそういう情報、どういう形でその損害を補填するというのは何もないということなのですが、心配するのはやっぱり企業ですから、当然赤字になるとゆるくないというのがあって、その補填というか、それがメーカー側、逆に言うとメーカーだって潰れてしまう可能性もあるわけですね、全国的にその補償をしていかなければならないという部分が発生した場合に。そうなった場合にJV側が補填を受けられなくて大変だというのが非常に私としては心配するのですけれども、もしそういうふうなことが起きていった場合には行政側としてはまた考える手だてがあるのかないのか、そこら辺だけ教えてください。

井上課長 先ほど私が申し上げたのは、基本的な契約条項で説明したのですが、基本はそうです。それで、現実のところ、まだ共同企業体のほうからも何

らアクションもないということで、今村田委員が言われたとおり今後そういう状況も起きることも予想されます。そうした部分については、当然お話は承るといことは考えております。ただ、あとそれに対して実際町が補償する云々というのは、また後日判断させてもらいたいというふうに担当課では考えています。それは、うちはちょっと契約していません。うちのほうでなくて建設課でやっているものですから、今日は建設課長もちょっと見えていないものですから、そちらともまた協議をしてみますが、今のところはまだそこは未定ということで答えさせていただきたいと思います。

小寺委員長 ほかにありませんか。(なし。の声) それでは、また後で戻ってもいいのですけれども、2つ目にこのまま行きたいと思います。2つ目、新武道館の開設について、井上課長、よろしくお願いします。

(2) 新武道館の開設について及び (3) 新武道館の管理運営について

井上課長 13:27～13:41

それでは、6ページのⅡ番の新武道館の開設についてということで説明させていただきます。ちょっと先ほどの部分とかぶってしまいましたが、ご了承願いたいと思います。現在建築中の新武道館の完成時期が当初の令和元年10月末から令和2年2月末へ延長されることにより、新武道館のオープンが令和2年3月あるいは4月以降となる状況となりました。建物の完成が2月末であっても先ほど言いましたとおり、完了検査や現武道館からの物品移動等を考慮しますと3月の開設は難しく、4月における開設が適当と判断し、現時点においてはそのようなスケジュールを見込んでおります。ついては、現武道館を常時使用しております3団体の使用を継続させるためにも令和2年3月末までの間、現武道館を現状どおり使用することの対応を進みたいと考えております。ただし、現武道館の維持管理費用については令和元年10月末までの当初予算措置のみでありましたので、令和元年11月から令和2年3月までの5カ月間に要する維持管理経費を9月議会に補正予算として計上したいと考えております。なお、完成後の新武道館に係る経費につきましては12月議会あるいは新年度、令和2年度予算での措置を検討しております。

現武道館の補正予算でございます。まず、1つ目として新武道館の管理賃金ということで52万5,000円ほど、現状は使用団体の自主管理ということで掃除のみの委託で済んでおります。そういうところが同じくかかっておりますが、(2)として燃料費及び光熱水費49万2,000円、それと(3)の電話料1万2,000円ということで、今回足りない5カ月

分につきましては102万9,000円ほど計上させていただいております。

続けていいですか。

小寺委員長

そうしたら、Ⅲ番の関係でお願いします。

井上課長

では、下段のほうにありますⅢ番の新武道館の管理運営について説明いたします。新武道館の完成後における管理運営については、羽幌町総合体育館との一体施設として指定管理者による管理運営を想定し、玄関及びトイレを共有するなど維持管理費の軽減や総合体育館のサブアリーナとしての機能を有することにより、利用者の利便性を図る上でも有効な手段として捉えております。

次に、新武道館のコンセプト案でございます。新武道館は、武道を主とする使用前提から、現在の武道館利用団体、柔道、剣道、空手スポーツ少年団の使用を優先的に許可し、これらの使用がない時間帯において下記の使用基準を原則として使用許可することとなります。なお、施設維持への配慮から下記使用基準に掲げる使用であっても使用器具等を勘案し、許可しない場合もございます。また、公的な使用の場合は使用基準以外の使用を認める場合もあります。

7ページをごらんください。武道場の使用基準案でございます。この武道館のうち武道場につきましては、通常において畳敷き、半面でございます。となっていることから、専用使用、全面使用、この場合には畳の撤去及び再設置は利用者が行ってもらうことと考えております。想定される使用形態です。1から7まで想定しております。(1)、武道、これは柔道、剣道、空手等の大会・練習・講習、2つ目、合宿誘致事業、なぎなた等における練習・講習、(3)、ミニバレー、卓球等の練習・講習、(4)、ダンス、ヨガ、ストレッチ等の練習・講習、(5)、かるた等の大会・練習・講習、(6)、スポーツ等研修会、座学等を含みます。(7)、アリーナを使用するスポーツ大会や興行の際のウォーミングアップ及び控え室、8がその他特に認めたものとなっております。

もう一つ、この武道館には貸し室ということで多目的室がございます。その多目的室の使用基準案でございます。多目的室では、広い用途の使用を想定しておりますが、興行だとか展示即売、物販等の使用は基本的に許可しない。今考えている使用形態としては、(1)、ダンス、ヨガ、ストレッチ等の練習・講習、(2)、会議、集会、講習、(3)、スポーツ等研修会、座学等、(4)、アリーナを使用するスポーツ大会や興行の際の控え室あるいは更衣室、(5)、武道場を使用する大会等の控え室・更衣室、(6)はその他特に認めたものでございます。

今言った武道場と多目的室の使用料でございます。一番下段になりますが、使用料案

ということであらわしております。なお、指定管理における使用料につきましては、この条例で設定いたします額を上限額ということで指定管理者が町のほうと協議しまして設定する額となっております。単位は円でございます。まず、区分としては武道場と多目的室と分けまして、武道場の専用使用と使用面積半分、2分の1というふうに分けております。専用使用においても入場料のなし、あり、それと使用面積半分、2分の1についても入場料のなし、ありというふうに考えております。それと、多目的室につきましても専用使用で考えております。それで、今単位は1時間当たりで使用料をそれぞれ表のとおり設定しております。この設定の考え方です。当然新たな施設ができたときには、建物の建設費、それから当然補助額だとか、もろもろの部分を差し引きまして、新たな耐用年数等を勘案しまして使用料を決めていくのが通常のやり方ではありますが、今回はご承知のとおり総合体育館のほうに一体施設というか、据え付けるということもございましたので、当然総合体育館との連動といいますか、均衡を図りたいということもございまして、このような金額になっております。考え方として、今総合体育館、アリーナの1平方メートル当たりの金額、有料、無料の部分を出しまして、その部分を基礎に今回武道場の専用入場無料の部分の面積を掛けまして、端数処理はしておりますけれども、出てきたものがちょうど真ん中にある使用料の金額となっております。若干専用使用の中で入場料の無料、有料で差がついておりますが、もともと総合体育館のほうもこのような差がついているものですから、このような額となっております。それと、使用面積2分の1に関しましては、ちょうど半分を使うということになりますので、それぞれ専用使用の入場料の無料、有料の半額ということで捉えてこのような金額となっております。それと、多目的室に関しましては、こちらも今総合体育館のほうに会議室、研修室がございまして、そちらとの均衡を捉えまして、それらの額を基準にしまして面積を掛けて出てきたものがこの金額となっております。これが新武道館の使用料の案でございます。

最後のページをごらんください。8ページです。最後になりますが、肝心の指定管理者との協議ということでご説明いたします。現在羽幌町総合体育館指定管理者でございます特定非営利活動法人羽幌町体育協会との間において、町総合体育館との一体施設として開設後の新武道館の指定管理について協議を行っております。体育協会としましては、総合体育館の現状における管理運営体制を鑑みまして、適正な職員配置による管理運営を希望しており、先般希望もございましたが、現在これについて町内部において検討中でございます。新武道館の開設が令和2年4月となる見込みとなりましたので、この部分につきましては新年度予算要求時までには結論を出したいと考えております。また、関係例規の整備もあわせて行う必要がありますが、仮に指定管理者との協議が調わないということで現在の指定管理者での管理運営ができない場合、武道館の部分。現在の指定管理期間が令和3年3月31日まででございますので、その1年間のみについては

新たな指定管理者は募集しないで、新武道館のみ町直営にて管理運営することも視野に入れながら対応を進めたいと考えております。また、令和3年4月以降、次の期間の総合体育館の指定管理募集に当たりましては当然新しい武道館、新武道館を含めた一体管理ということで条件を付して募集をしてみたいと考えております。

それで、実はここにちょっと書いていないのですが、私が4月に新たに社会教育課に参りまして、早速4月24日の日に体育協会さんのほうと懇談という名前なのですが、教育委員会教育長と私どもが出席しまして、指定管理について協議をしております。あくまでも先ほど説明しましたとおり、トイレ、玄関を共有しているという部分もございまして、基本は体育協会、現指定管理者でございます体育協会さんのほうに指定管理をお願いしたいというスタンスの中で、当然ながら今考えられる維持管理経費、コストですが、そういったものも参考に上げて、それと先ほど申しました使用料あるいは新武道館のコンセプトとか、使用基準を含めた考え方をご説明して指定管理をお願いしたいということでそこで協議をさせてもらっています。当然ながら体育協会さんとしては、やはり現在の体育館のほうの指定管理の部分があります。その中で、現状もやはりかなり厳しい状態で指定管理をしているというのが実態だということで承ってきております。これにつきましては、今は役員の方、職員の方いらっしゃいますが、なかなか開設時間も長いものですから、非常に体制的にも厳しい状態なのですけれども、教育長を初め、私ども説明を受けまして、理解はできるのですけれども、ただ今回は新武道館開設ということでこちら側とも切り離すといえますか、あくまでも新武道館に係る指定管理ということでご理解いただきたいということで説明を申し上げてきておりました。それで、その後、4月の後に条件を付した部分で体協さんとしての、では体協さんとしてはどういう形で職員体制で新しい武道館を管理できるのかという部分を希望を出してくださいということで投げかけてきました。それで、6月の3日に事務折衝、体協の専務とも事務折衝した中で進めまして、今般8月の6日の日ですか、体育協会さんのほうから協会さんの意向が出てまいりました。その時点では、やはり協会さんは私が先ほど言いましたとおり現指定管理しております体育館との当然一体管理という部分を含めまして人件費等を算出して出してきましたが、なかなか額も高額な部分で、詳しい内容は説明できないのですが、そういった部分で町にとってもなかなか厳しいものだなというふうな認識で捉えておりました。

それで、理事者を含めましてその部分協議いたしまして、そのままであればなかなか町としても指定管理をお願いするということも難しいということも踏まえまして、実は先般、一昨日、8月28日になりますが、今度は副町長、それと財務課長も同席していただきまして、それから教育委員会教育長を初め担当で8月28日の日に体協さんの理事長、副理事長、専務理事、3名の方にお会いしまして、今回の出していただいたものに対しての考え方と改めて指定管理の要請をしてみたい。町の考え方をご説明した中で、

体協さんのほうとしても厳しい状態の中で、こういう形で考えているという話を聞きましたが、なかなかその時点では結果的に結論は出るものではございませんでした。ただ、やはり町としては指定管理をしていただきたいというスタンスは変えていません。その中で今ご存じのとおり、体育館は実は朝9時から夜9時までの開館なのです。それで、休日も土日はございません。休みが唯一、年末の12月30日から1月5日までの7日間ということで、非常に利用者にとっては当然よいことなのですが、管理運営する側にとっては厳しい状況の中でやっているという部分で、新たな武道館についても同じ条件でやるとなれば、かなり人間的にも結構厳しくなるのかなという部分で、そういった部分も含めて方法論も含めて再考いただけないかということで、そこをお願いしてまいりました。その時点では、もちろん結論は出ませんので、先ほど言いましたとおり、いずれにしても来年の4月から新たな武道館を開設して運営しなければいけませんので、当然それに向けては予算の部分もございまして、それまでには結論を出したいということでお話をし、この後また体協さんのほうで協議をしまして、またうちのほうに投げかけていただくということで、その後も協議をしていい方向に持っていきたいなというふうに今のところは考えております。大まかなのですが、ここに書いていなかったのですが、口頭で説明をさせていただきます。

以上が指定管理の協議でございます。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:41～14:17

小寺委員長 それでは、2つ目と3つ目、新武道館の開設と新武道館の管理運営について質疑を行いたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

舟見委員 ちょっとこれとは関係ないかもしれないですけども、武道場の使用基準案の中でミニバレーとか卓球等の練習、講習と出ているのです。こういう卓球だとかミニバレー、その他にしてもそうなのですけども、いろいろな道具を使うわけですから、この新武道館についてはそういうものをおさめる場所があるのかどうかちょっとお聞きしたいです。

井上課長 場所といいますか、まず使用に関しては今の考え方としてミニバレー、卓球等でございますが、ただ床面が実は、当然床は一般的な武道ができる形になってはいますが、基本的にある程度は大丈夫なのですが、例えば本格的なミニバレーの支柱を立てるだとか、そういったものはできかねま

す。ということで、あくまでも移動式で持ってきた例えばバドミントンのネットの部分だとか、卓球台も移動式で持ってくると思いますので、床に影響を与えない、例えば卓球台であれば何かゴムマットといいますか、足に、移動のときは仕方ありませんが、固定するときにはそういった傷をつけないようなものを敷くとかという方法を使って考えている。ただ、恒久的に例えばそこにネットの支柱を立てるだとか、何か工作をするという部分には考えていなくて、それで使用基準の前提にもありましたけれども、例えばこういった施設に影響を与えるものについては、今の考えとしては使用できないというふうに考えております。

舟見委員 そうしたら、今のは要するにこう載っていますけれども、そうしたら卓球とか何かするときには下に要するにマットみたいなものを敷いてやるということですよ。

井上課長 マットというのも全面敷くのはちょっと難しいですので、例えば足といいますか、車の部分で例えば重みかかるときにゴムのなもののマットを敷くだとか、これはちょっと1つの今の現時点での考え方なのです。もしかししたら、卓球台を載せても影響はないかもしれませんが、一応もし影響があるようなら、それらのものにはそういった部分的に、また足の部分に載せることによって床に対する軽減を図るというふうに考えています。

舟見委員 ちょっと細かい話になるのですが、そうしたら台自体が移動とか何かかなり気をつけなければならないということになりますよね。

井上課長 当然今舟見委員言われたとおり、使用される方につきましては移動もそこはちょっとかなり気をつけていただきたいなというふうに考えています。

平山副委員長 ちょっと定かではないのですが、この武道館の規格というのかな、武道館自体の。この規格では、一応大会とかはできるよということになっているようですが、何か町民の人で今のこの規格だったら大会なんかできないよという声がちょっと聞こえているのですが、その辺はどうな

のでしょうか。

近藤主査 大会の規格についてなのですからけれども、国際基準は国体の基準によって1面ずつ、柔道、剣道の規格に合わせてはあります。ですので、1面のみの大会はできます。ただ、大きい大会、各団体が各市町村から来られて、そうなるとう柔道場1面では無理だと思うので、そういう大会は無理ですよと。ですが、管内の柔道の中体連の予選会等は人数が少ないということで、1面では大丈夫でないかということをも柔道少年団の指導者から通知されております。

平山副委員長 今の説明だとちょっとわかった。要するに大きな大会というか、人数にもよるのでしょうかけれども、そういうのはできないけれども、1面を使つての大会、それはできるということなのですね。その辺、町民の人がまぜこぜで理解というか、なつてゐるのかわかりませんが、もし聞かれましたらそのように答えます。わかりました。

舟見委員 これもちょっとこれとは別になるかもしれないのですけれども、現総合体育館について、トイレ自体が和式になつてゐるのですよね、男性のほうで。それで、洋式1個しかなくて、和式でやっぱり年配の方がかなり苦勞しているという状況とプラスチックトイレ自体もやっぱり少ないという現状なのです。それで、この新武道館は全て今のトイレの現状のまま使われるという説明なので、ちょっと大丈夫なのではないかと一瞬思つてしまいました。そんな大会とか何かは、そんなにたくさんないから、その日だけだとは思ふのですけれども、ただ、今の現状でいきますと、だんだん年配になつていくと足が弱つてきて、それでやっぱり和式というのはかなり厳しいかなという面があります。

小寺委員長 今のは新武道館、今回の件は新武道館ですので、ただ付随するということで、もし答えられる範囲で、それについては予算づけしてゐるのですとか、そういうものは今現状ではないと思ふのですけれども、付随施設として今後の整備、現段階で話せること、計画がもしあればお答えいただきたいなというふうに思ひますが。

井上課長 まず、トイレの共有、共用という部分です。ご承知のとおり新武道館のほうも使うということで、こちらについては玄関、トイレを共有しております。そういう中で、今回は先ほど私が言いましたとおり、今は3団体の少年団が使っているのが大体夜の使われ方が多いのです。ということは、6時前後から8時半、9時ぐらいまでにかけて使っているのが主なもので、子供たちが来ましても当然昼間の体育館の利用者とは時間帯かぶりませんというか、変わってきますので、混乱は特にないのかなというふうに思っております。ただ、大きな大会になりますと、やはりその部分はちょっと混乱するのかなというふうには考えております。それと、要望というか、トイレの少なさですか、その辺とあと洋式、和式の話ですね。それについては、本来その部分については総合体育館も、これはまだはっきりしていないのですが、当然総合体育館の大規模改修というものが今後出てくると思います。その中で、今一番問題になっているのがボイラーの部分だとか、照明の部分だとか、外壁というのが緊急的に出てきているものなのですが、そのほかに今言ったご要望もございましたので、今意見がございましたので、検討材料ということで持ち帰らせていただきたいと思います。

金木委員 先ほどの質疑の中で、床をなるべく傷つけないような方向での使用をということで考えておられるということなのですが、これまでの説明でも明らかになっていたかどうか、済みません、記憶ではないので、今度の武道館の床材は木だったのか、どんな材質の床なのかちょっとお聞きしたいのですが。

石川主任技師 材質ですが、木材の床です。

金木委員 あと、もう一点、7ページには武道館の使用基準の案ということで、どういう団体が使うかという説明なのだろうと思うのですが、今使われている旧武道館で正式使用ということではなくて、便宜上図っていることになるのか、ボルダリングの人たち、愛好者にも今使用を許可している格好だと思うのですが、今度新しくできた場合には(8)、その他特に認めたものというのものもあるのですが、その辺ボルダリングのグループといいますか、借りている人たちについての何か考えとかがあ

ればお聞きしたいと思います。

井上課長 現在は今金木委員が言われたとおりの状況です。それで、考え方としてボルダリングに使用を許可する際には、あくまでもこの武道館が、現武道館が10月末で閉鎖するものですから、それ以降は使えませんよということで納得いただいた上で使用を許可しているという経過がございまして、考え方として新武道館のほうにはボルダリングは移行しないというふうに考えております。

それと、ちょっと日にちははっきり覚えていないのですが、やっている方々の代表といいますか、ちょっと来られて、新たな施設を何か今打診というか、模索して移動できるようなちょっと話も聞きましたので。ただ、いかんせん公共的な施設ではないということで、そちらのほうに今声をかけているということで、見通しが立ったような話をちらっと聞いたものですから、そちらについては4月以降はそちらに行ってくださいというふうな考えで今はおります。それとあと、その際に私のほうから、ちょっと課長がかかったのですが、基本的に私が聞いているのは一応武道館が10月末で閉鎖しますので、それまでの期間ですが、いいですねという話で、行き先もなかなか大変なのですが、わかっていますということで確認はしております。

村田委員 先ほどの指定管理の部分に関連してなのですけれども、まず1つ目、旧武道館の、ちょっと私は勉強不足で、1年間に開設している状況を知りたいのと今協議をしている中で新武道館に対して同じような開設の方法なのか、それとも総合体育館に合わせた開設の仕方か協議をしているのかお伺いしたいと思います。

井上課長 まず、現武道館の管理なのですが、4月から10月末までに関しましては基本自主管理でお願いしています。このスポーツ3団体の方々が責任を持って管理していただいて。ただ、清掃のみは今は高齢者事業団のほうにお願いしまして清掃に入っております。そのような形で運営しています。それと、当然こういう施設ですので、一般利用の申し込みがありましたら、そこでお答えするというところでやっていますが、そのような状態が今続いています。

それと、新たな武道館の体制なのですが、まず基本的に当然指定管理者にさせていただくという部分では一体施設ということで、総合体育館の開設時間に合わせたいというのが基本です。ですので、先ほど言ったとおり午前9時から午後9時まで、それと休みに関しても正月の12月30日から1月5日までということで、臨時休業的なものはございますが、それ以外については総合体育館との整合性を図っていただきたいというのが原則です。ただ、交渉の中でちらっとお話が出てきたのですが、管理体制でどうしても無理が生じて難しいなということであれば、方法論として、1つの考え方として、現武道館が当然今は規則で決めているのですが、午後1時からの開設時間なのです、現武道館が。午後1時から午後5時まで、それと日曜日が休館、当然12月30日から1月5日まではお正月休みということで、午前中は開館していないものですから、そういった現在の武道館の形態で変則的なのですが、とりあえず1年間だけうちの指定管理までそういう形で、もう一つの考えですねということでお話ししております。ただ、それはあくまでも言ったとおり基本は体育館と整合性を図っていただきたいのですが、どうしても管理の部分で難しければ、そういった方法論も含めてまた提案というか、協議させていただきたいということで話には出てきております。

村田委員 今の旧武道館の部分もわかりましたし、交渉している中身に対しても理解をいたしました。その中で再来年、令和3年度から新たな部分も当然これから協議をしなければならない中で、今の総合体育館の開設状況、正直言うと年中無休ですよ、9時から9時という。そういうところもその状況によっては、そういう開設時間も加味してというかな。考慮した中で指定管理者との協議をしていくのか、公募をしていくのか。そこら辺の何と言ったらいいのかな。ほかにたくさん指定管理に入ってきたような業者さんがいればいいですけども、なかなかそこら辺も厳しいような気もしますし、情勢としてそういう開設時間を検討した中での協議も含めて考えると、もうこれは絶対譲られないのだといって考えていくのか、そこら辺もし何か考えがあれば教えてください。

井上課長 まず、当然今の指定管理期間5年間残っていますので、その残り1年間、令和2年4月から令和3年3月までに関しては、まず1年間は現指定管

理の追加といいますか、変更といいますか、そういう形で考えていますので、それに関しては基本線はあくまでも現体育館との整合性を図るということで、年中無休と書いていいですかね。そういう考えではやってほしいというのがあります。ただ、それもせつかくつくった施設ですから、使わないというのもちよつともったいないこともありますし、若干それによって半面、経費も当然かかってきますし、今言ったように維持管理の部分、ちよつといろいろ経費もかさむということもありますが、ただそこは基本なのですが、今残っている指定管理期間については、では体育協会さんのほうで今の状態と同じ形でできないから指定管理は無理だねという話には、極端な話、そんなことは考えていません。あくまでも今はどうやったら指定管理になるのかを中心に考えながら、そういつた部分のやり方といいますか、方法論として、1つの考え方として、恒久的ではないですけれども、そういった開設時間を短くすることの工夫をするというのも1つの交渉の中に入ってきて考えています。

それと、あと当然今新しい施設でつくるものですから、面積も大きいということで、できるだけ設計業者のほうには維持ランニングコストの部分についても試算してもらっています。ただ、やはり実際に動かしてみてもどうなるかというのはわからない状態もあるものですから、恐らく4月以降オープンして開設して半年ぐらいたつと大体状況が見えてくるなど。暖房に関してはちよつと難しいと思いますが、そういった部分を踏まえてその後を考えていきたいと。という部分も含めまして、次期の指定管理の話になると思うのですが、それに関してはやはり同じ施設ですので、やっぱり私がさっき言ったとおり基本は同じ時間というふうに考えています。ただ、そういうので、それも違うふうに開設してみて、例えば午前中に使いたいという利用者の声、そういう声といいますか、そういう要求というか、そういうリクエストがたくさんあれば、やはり当然それを令和2年4月からの現時点の残った部分についても臨機応変に対応する部分は出てくると思うのですが、新たな指定管理の期間において、1年間かけて本当にフルタイムで開くのがいいのか、それとも現武道館の開設時間そのままにするなど、そこはちよつとこれから使用形態とかリクエストの状況に応じて考えていく余地があるというふうに担当課では考えています。

村田委員 もう一点、今度はちょっと話が変わってしまうのですが、この新武道館を建てるときに、着工前なのですけれども、これが終わった後に外構の関係なのですけれども、駐車場を整備したいのだからということが図面に載ってまして、その部分がちょっと私も気になる場所なのですが、そこら辺の考え方と、あとどんなような形で進んで今工事しているのか教えていただきたいと思ひます。

井上課長 昨年の7月の文教厚生常任委員会では、このときに出た書類、図面が当然新武道館の上のほうの部分に駐車場の絵が載っていたと思ひのですが、考え方として、まず新武道館ができた後に外構工事、外構といひましても大きなものとしては今総合体育館の控え室等に行く通路、ちょうど新武道館と総合体育館をつなぐ連絡通路といひか、渡り廊下をつけるものだから、当然行き来ができなくなるのです。それで、当初そういうのは予定していなかったものだから、総合体育館側に周りの外構工事は何もしていないといひことで、その部分の外構工事をやりたいといひのが外構工事の主なものだったといひふうに認識しています。その中で、担当課としてもそうならば当然空白地、敷地がありますので、駐車場を含めて整備したいなといひ意向は持っていたようであります。ただ、そこも含めて実は平成31年度、今は令和元年度になりましたが、その工事をするに当たって大規模改修と一応希望的にはそういった敷地も含めた、駐車場を含めた部分を予算化したいといひことで、その設計委託費を実は予算要求していたのです。ただ、やはりご承知のとおり教育委員会内部におきましても天売の複合施設、焼尻の学校といひふうに教育関係の施設整備がございまして、なかなかすぐかかれなないといひことで31年度の予算、令和元年度は見送られた経過がございます。それで、今のところ、とはいへ外構工事も当然進めなければならなないので、駐車場の部分も含めてどうするかといひのを、はっきり政策決定されていませんで、その部分を含めて議論といひますか、進めていきたいなとは考えています。ただ、確たる上で、では来年やりますといひふうにはちょっとまだ現時点では言えない状態です。

村田委員 今の説明でよくわかりました。総合体育館に行くための通路といひのは閉ざされたので、それは当然必要だとは思ひのですが、これは私の声で

はなくて町の人からの声で、先ほどトイレの話がありましたが、トイレはもともと少ないのですよという声と、あと駐車場はつくることによって当然そこで工事費もかかりますし、つくったら冬には今度除雪もしなければならぬので、町民の声からは総合体育館の駐車場は結構広いので、そこまで駐車場要るのかいという声も聞いていますので、意見としてつけておきたいと思います。答弁があれば。

井上課長 今村田委員言われたとおり、当然駐車場がないわけではないですし、当然担当課としても総合体育館の一部分なので、既存のやはり施設を利用するというのも1つの考え方ですし、そういった町民の声もあるというのを今日お聞きしましたので、今後の改修、大規模改修の判断材料といえますか、検討材料にしていきたいと考えております。

森 議長 私のほうからも指定管理との協議の部分でちょっとお伺いします。当然相手があることですし、今具体的な話し合いを詰めているということで、質問に当たって全ての数字を要求するものではないことを先に申し上げておきます。ただ、本来であれば10月に完成して、もう既に指定管理の状況ならスタートしているものでありますから、これらを踏まえてもまだ結論が出ていないということについては、やっぱりちょっと問題があるのかなというのは、まず基本的に問題意識を持ちたいと思うのです。その上で、繰り返しになりますけれども、10月からスタートという予定でありましたけれども、私個人、あと舟見委員もそうですけれども、今回の3月に行われた定例会の予算案には参加しておりませんので、まずそこで本年度の10月以降の指定管理についての予算等を議会で審議したのかどうか、提案があったのかどうかも含めて確認したいと思っておりますけれども、お願いします。

井上課長 新たな指定管理の追加の部分につきましては、3月議会では提案もされていませんし、それに関する経費につきましては、実は指定管理は当然建設が10月で終わりますので、11月以降の新たな武道館に係る経費につきましては、この9月議会で予算計上して審議いただくという予定で進んでおりました。ですので、3月には入っていません。

森 議 長 とは言うものの、4月1日なって早々に体協との指定管理について話し合いを行い、その後何度か行う中で今の課長の説明でいくと金額の折り合いがついていないというのが最大の状況かなというふうに説明からは思います。これは、もう先に令和3年4月以降はこういう体制でやりたいのだという結論を、これは全然変わらないという前提ですよ。令和3年4月以降、指定管理の募集については新武道館を含めた一体の管理ということは、それは先にもう決めてしまったということでもいいのですよね。

井上課長 現時点では、仮に今の残り令和2年4月の開設から残りの指定期間であります令和3年3月までの指定管理がならなかった場合においても令和3年4月、次期指定管理ではこの部分を含めた一体施設ということで指定管理したいというのが方針で変わっていません。

森 議 長 それは、別にそれに異論があるわけではなくて、これは同じ敷地内に連携してつくってトイレも一緒に共有するのだから、別々に管理するとかということ自体がむしろ異常な状態ですから、別にこの結論が悪いというわけではないです。ただ、そこに向かって1年間進んでいる中で、やはり現状、前回指定管理が決まった際にもいろいろ議会としても協議をしたことを覚えております。最終的には、町側の方針としてやはり毎回公募をするのだということで、これはホームページにも載っていますから、具体的な数字を言いますと1,200点満点のうち861点と839点ということでわずか22点、ほぼ僅差というか、そういう状態で決定しております、前回。ただ、そのときの結果としての原課の説明としては、現体協のやっぱり最大のメリットというのかな。協会の部分としては、これまでのやっぱり実績、それからやっぱり羽幌町の体育振興にかける情熱等を含めた現スタッフの働き方をやはり大きく支持して、今後も期待感を持ちながら進めていきたいというような、この言葉一つ一つ正確ではないですけれども、私の印象として聞いてほしいのですけれども、そういう形で進んでまいりました。恐らく私自身、詳しくはわかりませんが、同じような形で体協は努力して頑張ってくれているのではないかなと思っております。

そこで、これも残り1年半の中で、もう結論はここまでを見て、もうす

ぐ町営かもしれないと、想像ですけれども、どれだけの莫大な金額がここにかかって、そこに開きがあるのかなというのちょっと想像ができないというか、あれなので、令和3年4月以降は一般公募するのかどうかはわかりませんが、そういう部分をやるのであれば、やはりお互いに歩み寄る、もしくは行政のほうから課長がおっしゃるようになり今の働き方改革からすると今までも同じスタッフ、ほぼ同じスタッフに人件費をそんなに出さないでやれという、もしそういう案を持って交渉しているのであれば、私個人としてはいかがなものかなと。やっぱり本当に今働き方がむしろ常識化していますし、こういう地域というのはなかなか大企業もありませんし、中小企業と言われるものもないですから、今までどおりの働き方をしている方が多いですけれども、今世の中は大きく変わっておりますので、当然それだけの人員も配置しなければいけませんし、それ自体がコストだと思います。あわせて、できればですけれども、新しくできる中でスタートしていきなり時間が、体育館が開いているのにそこが開かないで短い時間だけ、卓球とかやっている人からすれば、午前中は卓球できませんよというような結論は、やっぱり町民からすると非常に理解できないということだと思いますので、そういう観点を持って、限られた時間ですけれども、体協の理解を得るように、また町民が今後オープンしたときに喜んで体育振興になるような考え方を持って早急に結論を出すように交渉していただきたいと思います。そこで、現時点でおっしゃられること、言える範囲で結構ですけれども、改めて課長の見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

井上課長

今議長が言われたとおり、当然新しい施設をつくれますので、今の指定管理の金額をふやさないでやるというふうなことは考えておりません。ただ、やっぱりそこで問題になってくるのが、ではそのふえる方がどこになるのかという部分がやはり一番の協議の中の論点だと思います。それで、当然町で直営でやった場合、当然別個の施設になりますので、それにかかる経費も大体押さえていますし、恐らく範囲内でなければという部分もちょっと根本にあるものですから、それと主な体協さんとのすり合わせになるかどうか。ただ、問題はあと体協さんもそういった、とはいえ今議長が最後に言われましたが、開設時間もございますので、フルにやった場合、町民の利便性も当然あると思いますが、フルにやった

場合、やはり実際的にやってみて難しいという部分が出てきたときに途中でできませんとはなりませんので、ある程度判断してもらった上で交渉に臨んでいただきたいというふうに考えています。

それと、あと開設時間に関しては、1つの考え方として午後からの開設というのがありますが、あくまでも今基本的には体育館と同じふうな形で午前中も使えるという形は原則思っていますが、場合によっては交渉の中で、それも今例えばこれからずっと何十年もその形を引き継ぐのではなくて、とりあえず暫定的に今残っている指定管理期間1年間だけ試験的にやらせてもらって、当然1年たてばどのような使い方の要求があるかというのまとまりますし、そういった中で当然次の指定管理になっていくときに判断材料にしたいというように考えていますので、その辺はまた考えていきたいと考えております。

小寺委員長

ほかにありませんか。(なし。の声) 私のほうから2つちょっと聞きたいのですけれども、先ほどランニングコストの話が出ていました。設計者のほうで今それを調査するという事だったのですけれども、ランニングコストと言ってもいろんなランニングコストがあるとは、人件費はちょっと抜いてもどういふものがかかってくるのか。冬ですと暖房、エアコン、ちょっとわからないのですけれども、その辺もしわかる範囲でどういふものが想定されるか教えていただけますか。

井上課長

維持経費に関しましては、ちょっと人件費は抜かせていただきまして、まず電気代、当然照明等を含めましてかかりますので、電気代、それと次に灯油代、前回の委員会でも説明していると思うのですが、燃料につきましては灯油になります。遠赤外線のパネルのヒーターと多目的室…という形で灯油代がかかります。それと上下水道料、水飲みをつくりましたので、当然上下水道料もかかってきます。それと、電話料、電話を設置したいと考えておりますので、電話料もかかってきます。それと、建物は当然火災保険に入りますので、火災保険料、それとあと当然電気、それから消防設備、それから暖房器具等の委託点検費というものも考えられるということで、大きなものとしては管理費的に今言ったものがかかってくるのかなというふうに思われます。

小寺委員長 今のちょっと質問がまず電話が、現武道館には電話の経費はもちろん補正であったのですけれども、ただ新武道館になった際に総合体育館と一緒にする中で電話が必要になるのか、ならないのか、まずそこです。そこは、いかがでしょうか。

井上課長 それで、ちょっと電話はあれなのですが、一応電話に関しましては指定管理になった場合については内線を考えていますので、指定管理にもなった場合については新たな経費は発生しないのかなど。今の総合体育館の電話料の内線という形で考えています。

小寺委員長 あと、もう一つ、新しい建物で外壁も特殊な工法で、きっと照明も含めてLED化をされていると思いますし、現在の武道館よりもランニングコストは少なくなるのではないかなどという予測はしているのですけれども、その辺新しいがゆえに例えば灯油代がずっとつけっ放しにしなければいけないですとか、そういうようなことというのはあるのでしょうか。

井上課長 当然新しい施設ということで、今までの旧武道館でかかった灯油代あるいはそういったものもろもろの経費よりは、やはり新施設ということでかなり大幅にふえます。それで、灯油に関しても今は重油でたいしている部分が灯油に変わるのですが、そういった部分でやはり稼働している当然時間帯もございますし、あとは空調なんかに関しましても、空調と言いましてもエアコンがついているわけではないのですが、換気扇を1つとっても24時間換気しなければならないというのが今の施設の新たな部分が出てきていまして、今まではそういったものもございませぬし、そういったもの、細かいものを上げていけば、やはり新設になることによって今の経費ではおさまらないというふうな認識だと思います。

小寺委員長 これらのランニングコストに関しても今年度中に大枠は、来年度に向けて予算要求するわけですから、出てくるというような考えでよろしいですか。

井上課長 先ほど説明したのですが、一応机上のかかる灯油だとか電気だとかは押さえていますので、その部分はこの次の令和2年度の予算の中で、新年

度予算の中で経費ということで計上させていただきたいと思います。ただ、もし指定管理になった場合は指定管理料という委託費の中でその部分は入れまして計上をさせていただきたいなというふうに考えています。

小寺委員長

そのほか委員のほうからありますか。(なし。の声) そうしたら、ないようですので、これで終わりたいと思います。

あと、担当課に関しては課長のほうからの要望で9月、12月の休会中の調査の項目の中で新武道館の管理ということで伺っていますので、9月、12月の間に指定管理を含めて管理運営に関して方向性が出た段階で委員会のほうで報告していただくというようなことを考えていますので、よろしくをお願いします。それでは、以上で今日の事務調査、委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。